

伊豆フィルハーモニー管弦楽団

冠婚葬祭行事に関する理事会規則

第1条(当規則の目的)

伊豆フィルハーモニー管弦楽団(以下「楽団」と略す)の団員に関する冠婚葬祭に対して、「楽団」の対応を明確化し「楽団」の対応を平等化するために定める。

第2条(当規則の上位規定)

当規則は伊豆フィルハーモニー管弦楽団規約を上位規定として制定する。

第3条(用語の定義)

- 1) 当規則に言う団員とは、「楽団」の団費を負担している者を言う。
- 2) 当規則に言う団員の配偶者とは、当規則第4条(当規則で扱う冠婚葬祭行事の範囲)で規定する行事の発生時 に於いて、婚姻生活の実体がある事を必要とする。
- 3) 当規則に言う団員の親族とは、血族2親等以内及び姻族1親等以内の親族を指す。
- 4) 当規則に言う理事会とは、伊豆フィルハーモニー管弦楽団規約(以下「楽団規約」と略す)第10条(組織 - II. 理事会) に定める「楽団」の理事会を指す。

第4条(当規則で扱う冠婚葬祭行事)

- 1) 慶事は適用しない。
- 2) 団員、団員の配偶者、及び団員の親族の弔事は適用する。
- 3) 団員以外の弔事は、以下に定める各号のいずれかに該当すると理事会が決定した場合に、団員に準じて当規則を適用する。
 - (1)「楽団」の活動に著しい貢献があった個人
 - (2)休団期間を除く10年以上の期間を団員として「楽団」の活動に参画し、かつ、「楽団」の発展に著しく貢献した個人
- 3) 前2項の適用に当たり、公序良俗、又は、慣習もしくは慣例に反すると理事会が決定した場合は、当規則を適用しない。
- 4) 第3項の適用に当たり、「楽団」の利益を害すると理事会が決定した場合には、当規則を適用しない。

第5条(冠婚葬祭行事の認識)

- 1) 前条(当規則で扱う冠婚葬祭行事)第2項に該当する事実の発生は、団員、団員の配偶者、団員もしくは員の配偶者の親族、団員もしくは団員の配偶者、もしくは、団員もしくは団員の配偶者の親族の代理人が遺族代表者となり、「楽団」に連絡する事で「楽団」は事実の発生を認識するものとする。
- 2) 前条(当規則で扱う冠婚葬祭行事)第3項に該当する事実の発生は、対象個人の配偶者、又は、その代理人が遺族代表者となり、「楽団」に連絡する事で「楽団」は事実の発生を認識するものとする。
- 3) 前2項以外の手段により、「楽団」が前条(当規則で扱う冠婚葬祭行事)で定める事実に関する情報に接した場合は、当規則第8条(当規則の主管)に定める「楽団」の役員が、前2項に定める遺族代表者に確認する。

第6条(楽団の祝意及び弔意の表し方)

- 1) 祝意は「楽団」として表さない。

2) 弔意は「楽団」として以下の各号に従い表す。

(1) 団員及び配偶者

「楽団」名での生花各々1つ、又は、それと同等の供物。及び、「楽団」名での弔電

(2) 団員の1親等の親族

「楽団」名での弔電

(3) その他の団員の親族

「楽団」名での弔電

(4) 団員以外の個人

前3号に準じ、理事会がその内容を決定する

3) 前条(冠婚葬祭行事の認識)第1項及び第2項に定める遺族代表者が、当条に定める「楽団」の行為を望まない時は、「楽団」はこれを行なわない。

第7条(団員に関する例外規定)

冠婚葬祭行事が発生した日を起算日として、6ヵ月以上に亘り団費を滞納している団員に関しては、当規則の定めを適用しない。

第8条(当規則の主管)

当規則に定める「楽団」行為は、「楽団規約」第11条(役員)第5項に定める事務局長を主管として執行する。

第9条(当規則の改正)

当規則は「楽団」の理事会の議決により改廃できる。

第10条(当規則の発効)

当規則は2011年9月25日を発効日とする。

以下余白